

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

平成 28 年 1 月 22 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

2 場 所

愛知県白壁庁舎 3 階 多目的会議室

3 出席者

委員総数 30 名中 23 名

（出席委員）

猪飼容子委員、大沢勝委員、小野誠二委員、勝川智子委員、神谷常憲委員、川久保圭子委員、川崎純夫委員、川瀬雅喜委員、久世康浩委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤澄江委員、柴田寿子委員、鈴木小百合委員、土肥和則委員、豊田慈證委員、西川弘嗣委員、丹羽薈委員、禰宜田知司委員、原田正樹委員、兵藤千草委員、萬徳正江委員、望月彰委員

（事務局）

健康福祉部長ほか

4 議事等

（医療福祉計画課 岡本課長）

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、伊藤健康福祉部長からごあいさつを申し上げます。

（伊藤健康福祉部長）

皆様改めましてこんにちは。健康福祉部長の伊藤でございます。

本日は 1 月 22 日ということで、大変お忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃からそれぞれの立場におかれまして、本県の健康福祉行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただいております。この場をお借りして御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、後ほど次第をご覧いただきたいと思いますが、現在策定を進めております「次期あいち健康福祉ビジョン」の素案について、ご審議いただきたいと思っております

昨年7月28日に開催させていただいた前回の審議会におきましては、次期ビジョンの策定について状況をご説明させていただいたところがございます。その後、8月と12月に、大沢先生に座長をお願いしております「次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会」を開催いたしまして、様々な立場の先生方からご意見をいただき、素案を年末にまとめたところがございます。現在県民に対しまして、パブリックコメントをお願いしているところがございます。

本県の健康福祉行政にとって最も大きな課題は、全国的にそうでございますけれども、少子高齢化と人口減少社会ということで、その中で今後5年後、10年後の健康福祉行政をどうするかというところで、この次期あいち健康福祉ビジョンは非常に重要な役割を担っていると考えております。

計画の特徴と考えておりますのは、やはり、県民の皆様に愛知県としてこの健康福祉行政を5年後、10年後、県民から見たときにどういった社会に県として進めているのかと、これを見てできるようなものにしたいというのが大きな特徴の一つと考えております。

さらに、今までのビジョンにはなかった働く世代に着目して、あるいは、いろいろな場面で活躍していただくことを前提に仕事と育児・介護の両立支援ということにつきましても、特に今回新たに柱立ていたしまして、作ってまいりたいと考えております。

本日は、審議会の委員の皆様から、それぞれのお立場から素案に対するご意見をいただきまして、今後年度内に策定をいたしまして、健康福祉ビジョンの策定に反映させてまいりたいと思っております。

それから、報告事項といたしましては、「地域医療介護総合確保基金について」を始め、4件を予定しております。

短い時間ではございますが、皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(医療福祉計画課 岡本課長)

次に委員の皆様のご紹介でございますが、時間の都合もございまして、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

また、伊東世光委員、伊藤宣夫委員、内田智美委員、加賀時夫委員、加藤静治委員、佐藤一志委員、鈴木康代委員につきましては、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は委員30名のうち、現時点で過半数を超える23名の出席をいた

だいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に送付させていただいております、資料1「次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）（案）【概要】」、資料2「次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）（案）」、資料3「次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）策定に係る今後のスケジュール（予定）」、資料4「地域医療介護総合確保基金について」、資料5「障害者差別解消法の施行への対応について」、資料6「愛知県心身障害者コロニー再編計画の進捗状況について」、資料7「専門分科会・審査部会の審議状況について」、参考資料「愛知県社会福祉審議会関係例規」となっております。

なお、資料送付後、資料5につきましては、「知事の事務部局における職員対応要領の概要」、資料6につきましては、「愛知県心身障害者コロニーのリーフレット」を追加しております。本日机上配布させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

また、委員名簿、配席図についても配布させていただきました。不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

また、本日の会議は公開となっております。それでは、議事に入りたいと存じます。審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては、大沢委員長をお願いいたします。

（大沢委員長）

皆様、明けましておめでとうございます。

だいぶ長いこと、この審議会も時間が経過しております。その間に伊藤健康福祉部長さんの方から出されております、本日もご検討いただく「次期あいち健康福祉ビジョン」（仮称）の審議を2度ほど続けてきております。本日もここに出されております、概要含めてですけれども、これも相当の議論をさせていただきました。大変うれしく思っております。

社会福祉審議会の皆様方のさらなるご意見等をいただきまして、今日は本年度内に取りまとめる「次期あいち健康福祉ビジョン」（仮称）につきまして、知事を本部長といたします本部がございますので、そこへ提出できるように、また、そこで県の施策が確定できるように努力していきたいと思っております。

このビジョンはいずれにしても、領域が広く、いろいろな角度からの検討が必要だったわけですけれども、本日も審議会の皆様のご協力を賜りたいと思っております。

それでは、さっそく審議を始めさせていただきたいと思っております。議事に御協力いただければありがたいと思っております。15時30分に終了する予定で進めさせていただきたいと思っておりますが、議論がたくさん出る方が良いので、ぜひ

よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは早速審議を始めさせていただきますと思ひます。

社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録の署名人を2名指名することになっておりますので、小野誠二委員、土肥和則委員のお二方にお願ひしたいと思ひます。では、早速審議に入らせていただきます。

議題は1つ「次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）の素案について」です。報告が4つございますので、若干時間がかかるかと思っております。議事はできるだけ、迅速かついろいろな角度からの多彩な議論をお願ひできればと思ひます。

それでは、「次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）の素案について」事務局から説明をお願ひいたします。

（医療福祉計画課 岡本課長）

医療福祉計画課の岡本と申します。私の方から次期あいち健康福祉ビジョンの素案についてご説明させていただきます。先ほど部長からご挨拶でもありましたように、次期ビジョンは当審議会の大沢委員長を座長とし、学識経験者や企業、労働者を代表する方などで構成いたします「次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会」におきまして、意見を伺いながら策定を進めているところでございます、その素案ができあがりましてのご説明させていただきますと思っております。

ビジョン関係の資料は、資料1から資料3となっておりますが、資料2が素案全文となっておりますので、資料1と資料3を使いながらご説明をさせていただきます。資料2はまたご覧いただけたらと存じます。

まず資料1をお願ひいたします。1ページがビジョン全体の概要説明となっており、2ページから11ページでもう少し詳細な内容が記載されておりますので、2ページからご説明させていただきます。

第一章は、ビジョン策定の基本的な考え方として、策定の趣旨、ビジョンの性格と位置づけ、目標年度を記載しております。

まず、策定の趣旨でございます。平成23年6月に福祉分野と医療分野の連携を含めた本県の健康福祉分野全体の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、健康福祉の各個別計画と一体となって健康福祉に関する様々な取組を推進してまいりました。

今年度末に現行ビジョンの計画期間が終了いたしますが、引き続き包括的な視点で将来の本県健康福祉のあるべき姿やライフステージに応じた切れ目ない施策の方向性を明らかにする必要があるため、次期あいち健康福祉ビジョンを策定するものでございます。

2「次期ビジョンの性格と位置付け」ですが、本県の健康福祉の進むべき方向

を共有するための基本指針で、健康福祉の分野別に策定されている個別計画の上位計画とし、各分野の横断的・重点的な取組の方向性を示すものです。

また、社会福祉法に定める「地域福祉支援計画」及び障害者基本法に定める「障害者計画」としても位置付けています。さらに、「あいちビジョン 2020」及び「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容も反映させています。目標年次は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を展望し、平成32年を目標とした、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。

第2章ですが、「健康福祉を取り巻く社会情勢の現状・展望」を超高齢社会の進行、人口減少社会の到来、社会環境の変化の三つに分けて分析しております。

愛知県では、平成37年に65歳以上人口が平成26年の1.13倍となる194万人に増加し、それに伴い認知症高齢者が平成24年の約1.56倍の36万9千人になると見込まれております。また、平成26年の合計特殊出生率1.46で人口の維持に必要な2.07から大きく乖離しており、本県の人口は平成32年頃をピークに減少すると見込まれております。さらに、世帯の小規模化等による家庭の変化、健康福祉人材の不足等の現状をデータにてお示ししております。

3ページをご覧ください。第3章「めざすべき健康福祉の姿」です。基本理念は、「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現」といたしました。

社会状況が大きく変化する中で、県民一人一人が希望をかなえ、生涯を通じて自分らしく生活でき、自己実現できる社会、誰もが一人の人間として尊重され、社会の一員としてともに暮らすことができる共生社会を形成することが求められています。そのためには、相互理解を深め、連携・協働し、支え合いながら自助・互助・共助・公助すべての力を高めていくことが不可欠で、中でも互助と共助の力が重要となります。人と人とのつながり・支え合いにより、地域のすみずみまで保健・医療・福祉が行き届き、誰もが健やかで幸せに暮らせる社会を「健幸社会」と名付け、その実現を目指してまいります。なお、この基本理念は現行ビジョンの基本理念を継承しております。

次に、2「めざすべき健康福祉社会」です。今回のビジョンの特徴の一つといたしまして、5年後、10年後の本県の目指すべき健康福祉社会をお示しし、それを実現するための取組の方向性をお示しすることとしております。

このめざすべき健康福祉社会といたしまして、子ども、若者、女性、働く世代、高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する人が輝くあいちとしております。そして、子ども、若者、女性、働く世代、高齢者、障害のある人、支援や配慮が必要な人などに分け、具体的にどのような社会を目指すのかを記載しております。特に、今まで健康福祉の対象としてこなかった働く世代につきましても、仕事と介護・育児の両立の観点から取り上げたところです。

次に3「基本姿勢」です。めざすべき健康福祉社会の実現のため、特に次の4点を重視して施策の展開を図ってまいります。

まず、「健康福祉社会を支える人材の育成・確保を図る【人づくり】」です。

増大する医療、介護、障害のある人への支援、保育の需要に対応するには、これまで以上に医師や看護師等の医療従事者や福祉人材の育成・確保、資質向上、定着が必要です。さらに、専門職だけでなく、地域の支え合いの担い手となる地域の人々の育成も図ってまいります。

次に、「すべての人が社会の一員としてともに暮らし、支え合う【地域づくり】」です。

医療や福祉のほか生活全般に関わる支援を地域で一体的に受けられる仕組みが求められており、町内会など伝統的な地縁を中心とした地域のつながりや、地縁にとらわれない新しいつながりも含めて地域コミュニティの再構築が必要となっています。それには、元気な高齢者の活力を活かしていくことが大切であり、また、子どもの頃から地域の人々と関わり、高齢者や障害のある人への理解と関心を深め、共生社会の心を育むことが重要となります。住民やボランティア、NPO、企業など多様な主体が連携・協働し、多世代が交流して互いに支え合う地域づくりの構築を図ってまいります。

次に、「健康寿命を延ばし、健康寿命日本一をめざす【健康づくり】」です。

生涯を通じて健康でいきいきと過ごすためには、生涯を通じてバランスの良い食生活、適度な運動、適切な休養等の生活習慣を確立し、生活の質を維持していくことが重要となります。また、主体的に健康づくりに取り組み、定期的に健康診査を受け、病気の予防と早期発見、重症化予防を図ることや、職場や地域など、社会全体で健康づくりを支援することも必要です。

さらに、退職後も社会的役割を持つことは、高齢者の生きがいや介護予防にもつながることから、元気な高齢者の地域活動への参加を促進する仕組み作りに取り組みます。

最後に「安心して働き続けることができる【環境づくり】」です。

この基本姿勢も、次期ビジョンで新たな視点により取り入れたところがございます。育児や介護、病気の治療のために、退職を余儀なくされることなく、安心して働き暮らせる環境を整備することが重要です。そこで、企業と連携した育児期の柔軟な働き方の実現、多様な保育サービスの充実等により、仕事と育児の両立を支援してまいります。ニーズに応じた適切な情報提供と相談支援体制の構築、介護サービス等の充実、適切な医療提供体制の整備等を進め、介護離職の防止とがん患者の就労継続を推進します。

次に第4章「施策の方向性と主要な取組」でございます。

子ども・子育て支援、健康長寿、医療・介護、障害者支援、健康福祉を支える地域づくり・人づくりの5つの分野ごとに課題、施策の方向性、主要な取組

を整理しております。主なものを説明させていただきます。

I 「子ども・子育て支援～「日本一子育てしやすいあいち」の実現をめざして～」です。その中で、課題2「希望する人が子どもを持てる基盤づくり」では、イクメン・イクボスの普及、短時間勤務やテレワーク等の多様・柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備促進を図るとともに、ワークライフバランスの取組を推進します。

また、課題3「子育て家庭への支援の充実」としては、保育所等の整備促進、病児・病後児保育や事業所内保育など多様な保育サービスの推進し、放課後児童クラブの整備等促進や放課後子ども教室の充実により、保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。

次に、II 「健康長寿～健康長寿あいちの実現をめざして～」です。

課題2「生活習慣の改善による健康の保持増進」として、望ましい食生活や運動習慣の定着に向けた情報発信を行い、また歯科検診の受診促進等を行うことにより、栄養、食生活の改善や運動習慣の定着、さらには歯の健康の保持に取り組んでまいります。

また、課題4「生涯を通じた健康づくりと社会で支える健康づくり」としては、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるように、さらには地域社会の担い手・支え手としてご活躍いただけるように、高齢者の社会活動への参加を支援していきます。

次に、III 「医療・介護～住み慣れた地域で必要なサービスが受けられる社会をめざして～」です。

課題1「医療従事者及び介護人材の確保」として、地域枠の制度を活用した地域医療を担う医師の確保、医療勤務環境改善支援センターの設置による、医療従事者の勤務環境の改善、病院内保育の充実などによる出産・育児のための女性医師、看護師等の離職防止と復職支援を進めます。

また、介護人材の確保のため、福祉の仕事総合展や、愛知労働局と連携した合同面接会の開催により、多様な人材の参入促進、人材の資質向上などに取り組んでまいります。

課題3「高齢化に対応した医療提供体制の構築」では、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどの設置を促進し、ICTの活用等による医療と介護の連携を図ることにより、慢性疾患患者の地域生活を支える在宅医療体制を充実させます。

さらに課題4「高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現」では、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

IV 「障害者支援～身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて～」です。

課題2「障害のある人の地域生活支援と療育支援」では、地域における自立し

た生活に向け、グループホームの整備促進による住まいの場の確保や、地域アドバイザーの設置による相談支援体制の充実、コミュニケーション環境の充実など、地域における体制整備を促進します。

課題4「障害のある人の活躍の場の拡大」としては、あいちアール・ブリュット展の開催など障害者アート、障害者スポーツを推進します。特に来年度は、平成28年12月9日から11日まで第16回全国障害者芸術文化祭愛知大会を愛知芸術文化センターなどで開催いたします。

V「健康福祉を支える地域づくり・人づくり～ともに支え合う社会をめざして～」でございます。

課題2「ともに支え合う地域づくり」としては、全世代・全対象型地域包括支援体制を検討し、行政だけでなく、住民やボランティア、NPO、企業など多様な主体が連携・協働し、多世代が交流して互いに支え合う地域づくり・場づくりを多層・多重ネットワークで構築できるよう取り組みます。

次に第5章「ライフステージに応じた健康福祉のかかわり」でございます。

この表も次期あいち健康福祉ビジョンに新たに盛り込んだものでございまして、ライフステージを、乳幼児期、就学期、就労期前期・後期、高齢期前期・後期の6つに分けまして、それぞれの時期に必要なとされる健康福祉サービスの提供のあり方を示しております。

第6章「ビジョンの推進」でございます。

ビジョンは包括的な視点で健康福祉分野全体の施策の方向性を示し、各個別計画と一体となって福祉、保健、医療に関する様々な取組を推進いたします。各個別計画においては、ビジョンで示された方向性を踏まえながら、具体的な施策・取組を展開し、各個別計画で定める目標を進行管理することによりビジョンの推進を図ります。

また、ビジョンに示されている施策の進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにするために、当社会福祉審議会や医療審議会及び障害者施策審議会の意見を伺いながら、毎年年次レポートを作成してまいります。

最後に今後のスケジュールでございます。資料3をご覧ください。

現在、ただ今ご説明させていただいたこの素案によりまして、パブリックコメントを実施しております。本日、当審議会でもいただいた意見やパブリックコメントでの意見を踏まえまして、第3回策定検討委員会で案をまとめ、3月下旬に知事を本部長といたします「あいち健康福祉ビジョン推進本部」で決定し、公表する予定となっております。

健康福祉ビジョンに関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。それでは、分量も多くて、分野も広いとい

うことでなかなか意見を出しにくいかと思えますけれども、それぞれの専門の領域の方々が揃っておりますが、最初に、第一章から順に議論する時間もございませんので、今の報告で特にお気づきになって、この辺りのことについてどうだったのかということがございましたら、まず出していただきたいと思えます。

分野が保育・子育てから終末に至るまで取り上げておりますので、その意味で領域は広いわけですが、個別の施策は終わりの方に報告されておりますように、それぞれのところで分野別に継続させるということになっております。倉知委員どうぞ。

(倉知委員)

愛知県知的障害者育成会の倉知と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

7ページの障害の分野ですが、主要な取組の上から2つ目の「地域生活を支える体制の整備」で、グループホームの整備促進とあります。これからグループホームは知的障害の重度の方が対象となっていて、軽度の方はどちらかという一人暮らしの方向でという話も厚生労働省から出ておまして、平成30年にはグループホームにスプリンクラーを付けなければならないという問題があります。

ここのあたりは、これから知的障害のいるグループホームの中で、特に借家でグループホームをしているようなところはスプリンクラーを付けることになると困るといった話になることも想定されますので、ぜひとも公共の建物とかに空きがあれば、中にも書いてありますので、是非そこら辺のところは進めていただきたいということが1点。

もう1点が、8ページの主要な取組の2つめの「災害時要配慮者支援体制の整備」のところです。

3ページの基本姿勢の地域コミュニティの再構築にも絡んできますが、これから大規模な災害が発生することが懸念されている中で、要配慮者というのはそれぞれの市町村の方で名簿を出すのですが、そういった方たちの名簿が出されても、町内会に入っていない人たちがたくさんいる中で、今どこの市町村も町内会に入っているのは70数%という話も聞いており、そういった中で、そういった方々が抜け落ちていると、私も地域の自主防災会の災害時要配慮者支援グループのリーダーをやっているわけですが、どうしても名簿から落ちてしまう人がいるわけです。そういった人たちを拾い上げて助けるかということも、今後この中で必要なことになっていくのではないかなと感じますので、各市町村が町内会に入っていない人たちをどう拾い上げるかということもちょっと考えていただきたいなと思いました。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今のグループホームの問題は、県の施策としてはどのようなレベルで行われることになりますか。

(障害福祉課 保木井主幹)

グループホームの公営住宅の利用ですが、現在県営住宅につきましては、空き状況をお知らせしておりまして、空きを見ながら、事前協議制という形で、ここの住宅を使いたいということを我々に申し出ていただいて、それを踏まえて、県営住宅を所管しております県営住宅の管理室と調整をするというシステムになっております。ただ、市営住宅等については、市町村別でそれぞれ整備をされておりますので、市町村での対応となります。

スプリンクラーについては、現状は社会福祉施設等整備費という国の補助金の中で対応するという整理になっております。確かに、平成30年には重度の方が8割以上いるとスプリンクラーを付けなければならないというようになっておりますので、今後は必要に応じて国の方にも要望をしていきたいと考えております。以上でございます。

(大沢委員長)

県だけではなかなか収まらない問題ではあるわけですが、いづれにしても、県としては努力をしていただきたいと思います。そのほか、全体の方向性も含めて。どうぞ。

(勝川委員)

私どものグループホームの利用の認識ですけれども、グループホームに入られる方はある程度自分のことができ、認知の軽い方が入る施設であると認識していますが、今の話ですと、重度の方を対象に入る施設になるということでしたが、そのところはどのような感じなのか。私どもの理解不足で申し訳ないのですが、ご説明いただけないでしょうか。

(大沢委員長)

その点どうでしょうか。倉知委員どうぞ。

(倉知委員)

先日の福祉関連新聞の記事にも載っていましたが、入所施設から地域へ移行する段階で重度の方の受け皿としてグループホームに入ることなのですから、軽い人はサテライト型と言いまして、グループホーム以外で一人住まいをされているところを巡回するという形のものになっていくというのが、

原田先生がよくご存じかと思いますが、厚生労働省からつい最近出されたところであります。

今軽度の人が入っているグループホームはそのまま継続かと思いますが、新しく作るグループホームについては、重度を中心というようになっていくということで厚生労働省から出ています。

(勝川委員)

グループホームと言っても、軽度と重度の2つに分かれるわけですか。

(大沢委員長)

全般的に認識を共有しないといけないので、原田委員どうぞ。

(原田委員)

1つは、高齢者のイメージのグループホームと、知的障害の方々のグループホームの位置づけが結構違ってきているということがあると思います。

今倉知委員が話されたのは、障害を持った方たちができるだけ自立して地域で暮らしていこうと、かつて大きな施設に暮らしていたものをグループホームのような小規模なところへ、さらにその先で、アパートを借りたり、在宅でといった方法になってきた時に、今の話っているのは、グループホームは重度な方で、より軽度の方は自立した生活ができるように、今までもそのような施策の方向だったのですけれども、それをより強めていこうというのが障害の分野で出てきているということです。

グループホームそのものの住まい方、グループホームという枠組みが単に二分化するというのではなくて、そこに暮らす人たちがどのような人が暮らすのかで役割や機能が違ってくと捉えていただいた方が良いのではないかと思います。

その上で、私の専門が地域福祉ということで、今の住まい方も含めて、8ページで、先ほど説明がありましたが、何でも国が言ったから愛知県が引きずられていく必要はないと思いますが、国の方が全世代・全対象型地域包括支援体制を作ること、高齢者だけを包括ケアで対応するのではなくて、0歳から100歳まで地域で困りごとがある方々をみんなで支えていくような仕組みにしようという新しいビジョンを昨年9月に出していますけれども、それに基づいてこの健康福祉ビジョンは良くできていると思いますが、ともに支え合う地域づくりのところで、もう少し地域福祉計画をはっきり打ち出していただいた方が良いかなというのが一つです。

実は、愛知県の市町村の地域福祉計画の策定率が、全国平均に比べて低いです。すでに100%の県が7つあるなかで、なかなか町村の分野で地域福祉計画

の策定が進んでいないです。主な取組の中には計画の話がありますがけれども、これから市町村が地域づくりをしていくためには計画的、戦略的に進めていく必要があるかと思いますので、地域福祉計画というのをはっきりと打ち出していただけたらどうか。

もう1つが、説明の中で、共生社会の心を育むことが大事だ、そういう意識改革をしていかなければならないというのはそのとおりだと思いますけれども、一番上の人権意識の高揚、ノーマライゼーションの理念の普及とありますが、これをもう少し具体的に、例えば小学生の頃から、小学校、中学校でも福祉教育をしていくとか、あるいは子どもだけではなくて、生涯学習の視点で、我々大人もしっかり福祉を学んでいくということとか、具体的な福祉教育みたいなものを愛知県で特化して進めていったら如何だろうか。

最後ですが、先ほどもありました全世代・全対象型地域包括支援体制ということを考えていくと、6ページの大きな柱がⅢ医療・介護で、課題3、4が高齢者に特化した感じがある。

特に課題4ですが、高齢者が地域で安心して暮らせるのではなくて、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現ということで、高齢のみならず、実際には多分野連携ということがしっかりかかっているはずけれども、ぜひ愛知県が全国に先駆けて、0歳から100歳の地域包括ケアをそれぞれの地域で作っていくようなビジョンをお示しいただいても良いかなと思います。以上です。

(大沢委員長)

今の原田委員のご意見、ご助言について何かございますか。仕事を進めている側から見て、この健康福祉ビジョンの中でどういう形で活かされるのか、何かあればどうぞ。

(医療福祉計画課 岡本課長)

先生からもご指摘をいただきました地域福祉計画の策定を促すような、そういった形の打ち出しをするであるとか、一度検討させていただきましても、高齢者の部分を「誰もが」にするというのは、確かにともに支え合う地域づくりの全世代型の地域包括ケアという考え方からすると、そういった考え方もあるかと思いますので、そのあたりについて検討させていただきたいと思います。

また、人権意識の部分の生涯学習、福祉教育の部分につきましては、教育委員会も関係しますので、そういったことも書き込めるかどうか一度調整をさせていただきたいと思います。

(大沢委員長)

一つは福祉教育という領域でやることも大事なのだけれども、今働いている

人たちの福祉問題も含めて、福祉関連の人材の養成が強く求められてきておりまして、ビジョンの中でもそれを取り上げていて、私どもは大変良いことだと思っております。

そういう意味でいうと、全般的な領域の中に今言われたようなこともあって、実際に施設を見学させていくような幼稚園、保育所、それから小学校が現に生み出されてきているわけですが、政策的にどこに位置づけると言われたことがうまくいくかを少し検討させてもらって、最後のところを出していきたいと思えます。

高齢者のところは、団塊の世代が 75 歳を一斉に迎えるわけですから、これはそれなりの当面する重要課題になるわけです。そういう意味で、地域問題については言われたようなことも含めて、団塊の世代が高齢期を迎えた時に、どういう迎え方をするのが良いのか、我が県ではどういう迎え方ができるのか、そのあたりを少し詰めて検討していくのも、当面の 10 年間ぐらいのスパンで見ると、非常に大きな課題になっているので、たぶんここは医療福祉の接点のところであり、問題のあるところと考えて高齢者と記載したと思います。

ですから、全体を見ますと、言われたような福祉教育をきちっとどこかに落とし込むというようにさせてもらえればと思っております。その他ございますか、どうぞ。

(望月副委員長)

全体として多岐にわたる健康福祉の計画をまとめていただいて、基本的には特に問題ないと思えますが、3 ページの第 3 章基本理念のところ、自助・互助・共助・公助と並列してありまして、中でも、互助と共助が重要とのご説明でしたが、この健康福祉ビジョンの位置づけというのは愛知県としてどのような健康福祉に関する政策を進めていくのかという計画ですので、中でも互助・共助が重要だと言いますと、公助の部分、行政として何をするのかが非常に位置づけとして弱くなっていく、弱めていると受け止められかねませんので、あえて互助・共助が重要だと記載する必要があるのかというのが一点。

各所に行政だけでなく、住民・企業等と記載されておりますが、やはり行政として何をするのか、していこうとしているのかというところを明確に打ち出していき、行政としての責任を明確に明記していく必要があるということです。

二点目は、今後 5 年を見通した時に、愛知県の住民の健康福祉あるいは生存権に関わって、何が一番基本問題かという点で言いますと、おそらく愛知県だけではないのですけれども、貧困の問題で、貧困率 16%でこれがひよっとしたらますます悪くなっていく恐れがある。

当面 5 年間の健康福祉上の大きな課題としては、貧困問題がかなり大きな重大問題だろうと。現実に県が抱えている健康福祉に関わる重大問題の位置づけ

が、基本的な考え方や姿、理念とかが表になかなか出てきてなくて、子どもの貧困とかは 4 ページに右下に載っているわけですがけれども、例えば、最も問題になっているのは、ひとり親、母子家庭の貧困率 50%を超えている状況だとか、最も深刻な部分にきちっと目を向けて、そこにどういう対策を県としてやっていくかというあたりがもう少し活かされた計画と言いますか、現実の愛知県民が抱えている健康福祉の基本課題に切り込んでいくような計画、そのあたりを強調した計画にさせていただきたいなという点です。

三点目が、先ほど言いました 4 ページの右下のあたりと関わるのですが、やはり児童虐待問題等に対して全国的にそうなのですが、増加しつつあり、8 万件を超える虐待になかなか対応し切れなくて、悲惨なケースが連日のようにマスコミを賑わせているわけでごさいますけれども、県の財政事情の中で、例えば、児童相談所の体制整備であるとか、社会的養護の体制整備、さらに細かく言えば、社会的養護で問題となっているのは施設や里親から出た後の自立支援、これは高等教育への進学率が全般的には専門学校等を含めると 80、90%以上となっているのに、社会的養護の出身者は 12%にすぎないであるとか、こうした歴然とした格差、これが貧困の再生産につながっていくわけですので、そういう最も困難な部分、高齢者であれば寝たきりの回避であるとか、最も困難な状況にきちっと目を向けたそういう対策をしていただきたいなと、以上三点です。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今のことについて言うと、健康福祉ビジョンには今のことについても触れられているわけだけれど、各領域別のところで作られる施策について言えば、今望月委員が出されている問題等については、少し突っ込んだ議論が行われるのでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

(伊藤健康福祉部長)

今望月委員からご指摘のことにつきましては、この健康福祉ビジョンを作る中でまさに基盤と言いますか、一番重要な視点だと思っております。先ほどの互助・共助というのは、先生ご指摘のとおり、公助がベースにあってこのビジョンの目的は、行政として何をやるのか、行政が住民等と協力して何をやるかという位置づけでございますので、それ前提で書かせていただきます。

ここはトピックということで、抜き出しておりますけれども、実際の書きぶりとしては当然そういう前提の中で互助・共助に力を入れていきたいという書き方になるかと思えます。

それから、貧困の関係につきましては、この次期ビジョンという従来から重点的に取り組んでいることでごさいますので、特にひとり親家庭について、少

し文言は入っておりますが、このあたりは10年後、これからも最重要のものだと思っておりますので、少し丁寧に書き込んでまいりたいと思っております。

ただ社会的養護の問題については、愛知県では児童福祉施設への入所が非常に多く、もう少し家庭的雰囲気の中でということを書き込んでいきたいと思っております。ただ、フォローアップという部分でいきますと、正直なことを申しますと非常に財政的な問題がございますので、全国的に統一的に取り組んでいく必要があるのかなど、この辺り給付型の奨学金であるとか、そういった問題になりますと非常に経済的な問題もありますので、重要であることは認識しておりますが、現時点では書き込むのは困難かなと思っておりますが、大きな課題であるということは認識しておりますので、その辺をどのように書けるか一度検討させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今ご指摘いただいたことにつきましては、我々も悩んでいるところにストレートにご指摘いただきまして、その辺お知恵をお借りできればと思っております。

(医療福祉計画課 岡本課長)

生活困窮者の部分につきましては、8ページの健康福祉を支える地域づくり・人づくりの1「誰もが社会の一員として暮らせる社会づくり」の一つの項目としたしまして、生活困窮者の自立支援ということで一つ設けてはございます。

また、望月先生にご相談させていただきながらこの部分も充実化を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

今の点以外のことについてもご質問があるのではないかと思います、川瀬委員どうぞ。

(川瀬委員)

東郷町長の川瀬でございます。本日は清須市長の加藤さんがご欠席でありまして、現場を預かる立場から一言申し上げます。

7ページの障害者支援で、特別支援教育の推進とありますが、当然現場のことを把握しての話だと思っておりますが、ご承知のように特別支援教室、いわゆる発達障害の方は6.5%という国の発表がありまして、だいたいその数値で収まっていると言われております。

しかし、私どもで5歳児健診の際に調査をしますと、だいたい例年9%から10%の子どもたちに障害の疑いがあるわけです。最終的には6.5%で収まるわけですが、これは特別支援教室のそれだけのキャパしかないから、仕方がないのですが、ここで一番問題になるのは、残りの3.5%はどうなったかという話があ

ります。ここの死角が大変重要なのではないかなと、今のところは親の意向もありまして、通常の教室に入れるわけですが、そういう学級はクラス崩壊を起こすという現状でございます。

私は3年ほど前から本格的に取り組まなければならないということで、発達障害の子どもたちの一貫した支援をしていこうと考え、入園から中学卒業まで総合支援という形で臨床心理士等のプロを入れました支援グループを作っておりまして、そこで中学校を出るまでフォローしていくという制度を作って実施しております。多分私どもだけだと思っています。

これで一番喜んでいるのは学校の先生です。一人多動の子が入るとクラス運営が大変になる。そこのあたりがあまり今まで議論されていないのではないかなと思っております、私たちの町ではしっかり取り組んでいきますが、こういう計画の中にそういう視点が抜けている気がします。

私どもは、不育症の支援もやっております。この対象の方が3年目にして初めて1人でした。これからは、子どもを産まれるまでに常にいろいろな条件が過去とは違う条件で子どもが出てくるということもしっかり念頭においていただけたら良いのではないかなと思っております。

そういうことで、発達障害とはっきり特定できる子どもたちは既存のルールで良いと思いますが、そこから外れたグレーの部分、この子たちをどうやって救済するかということは大変大きな問題になってくるのではないかなと思っております。拝見するとそういう視点での記述が見当たらないような気がしたものですから、申し上げておきたいと思いました。

そして、もう一つの視点ですが、ここでは議論にならないかもしれませんが、4ページの児童虐待への対応とありますが、学校でいじめられている人を福祉で扱う問題かどうかというところはあると思いますが、名古屋市長が給料を上げずにその分をスクールソーシャルワーカーの雇用に使うみたいなことが新聞にありましたが、スクールソーシャルワーカーの情報は、実は校長会の皆様に今何をして欲しいかということのアンケート調査をやると、スクールソーシャルワーカーの配置をして欲しいという要望が大きくなっております。それくらい学校は大変な状況にあるのです。そこで、いじめられる人たちの福祉を考えていかなければならない。

なかなかスクールソーシャルワーカーの配置を県の方へお願いしても、お金が充分ではないわけですから、我々は努力して予算化しています。しかし、調査していただければ分かるのですが、有資格者がいない。それくらい引っ張りだこ、それくらい現場はそういう人たちを欲しがっている。そういうことも、これから作られる計画であるわけですから、一つ視点を持っていただけると良いかなと思います。

とにかく少子化ですから、一人でも命を授かった子どもたちを幸せに育てる

というのが、我々の責任ではないかなと思っております。今町政を運営していて最重点課題として取り組んでいるところであります。ヘルスプロモーションのまちづくりは健康づくり、福祉のまちづくりだと。そういうことも基本的な視点でご考慮いただけるといいかなと思います。ぜひ今までにあまり話題にならないようなこと、些細なことかもしれませんが、そういう視点からの検討をお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。大変大事なご意見だったと思います。不足している部分が結構あるのではないかなと思っておりますけれども、場合によっては、健康福祉ビジョンの中の事例研究のようなことで、各市町によって状況は変わってくるかと思っておりますので、その一つとして取り上げていけるような枠組みができれば、東郷町の事例も考えることができるかもしれません。それは課題として残しておきたいと思っております。

小久保委員どうでしょうか。いじめに限らなくても良いですが。

(小久保委員)

資料2 仮称案の中の48ページ「子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」のところで、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ」と書かれていますが、学校現場は非常に忙しい。今私がいるのも教育学部なので、かつて学校現場にいらっしゃった方もいますが、近くの小学校も毎日9時、10時まで職員室の電気がついているような状況にあり、それは名古屋市内なのですが、そこでプラットフォームとして書かれても先生方も余裕がない中でそれにプラスアルファになっていくと、先ほど東郷町長さんもお話しされたように、スクールソーシャルワーカーの話、それから名古屋の応援委員会のこともあります。しかしなかなかそれぞれの経過があり、学校は学校現場として今まで機能した経過があり、新たなものができていく時になかなかそこをどう結びつけるか、どのように良いように展開していくかというのはすごく難しい問題を孕んでいて、一緒にやっていきにくい部分も出てきたり、批判されるような感じになったり、もっと仕事が増えるような印象を持ってしまったり、そこで名古屋の場合は養護教諭がもうちょっとという話になるのですが、そのところも含めて、原田先生も話されたように、まちづくりの一環として学校も地域の中の一つの仕組みとして私たちも大事にしていかなければいけないなと思っております。これで何でも解決するわけではなくて、誰かが登場してもそこでいろいろなしわ寄せが来てもうまくいかないわけなのですが、ソフトランディングするために新たな方法としてそれを考えているのだということも含めるような、例えば学校現場がもっとゆとりを持って教育に対応できるようなそういう取組

もこれから考えていくみたいな言葉があれば希望が持てる。

未来を担う子どもたちを、大事にしていかなければならないと思っておりますので、それは大学生なんかも奨学金の問題をすごく抱えていて、アルバイトを毎日夜遅くまでやっている。そこでブラックバイトと言われるところに引っかかり、バイトをさせられる中にさらされていて、断れずに病気になってしまったり、そこで学業をやめてしまったりと、いろいろ残念な状況が出てきておりますので、青少年、それは子ども、小学生、中学生だけではなく、どの子どもも自分の夢をかなえられるような、見通しが持てるような文言が、実効性は必要ですが、とりあえずは希望が持てるようなものがあると良いなと思っております。

(大沢委員長)

今のようなことも含めて、具体的に文章として踏み込めることができるかどうかは別にしても、これはある程度参考になる。条件は各市町村で違うけれども、学校も含めた形で問題について解決していく方策が出てくると、そのとおりにやるかどうかは別にしても、参考になるであろうと思われる事例を若干入れながらやっていけば良いかなと思っております。どうぞ。

(望月副委員長)

今の話を受けて非常に重要なポイントだと思いますが、先ほど原田委員の方から福祉教育の話が出てきましたが、今勤めています愛知県立大学でこの2年間、スクールソーシャルワーク教職員研修をやりまして、今スクールソーシャルワーカーがようやく配置が各市町村レベルでも進んできています。国としても力を入れています。

ところが、受け入れる学校の方がスクールソーシャルワークとは何だというように全然知らないわけです。スクールカウンセラーとどう違うのだと。そういう状況の中に入ってもなかなか専門性を発揮できないという現状があるということを知りまして、教職員を対象としたスクールソーシャルワーカーとは何か、どういう仕事をしてくれる人なのか、その研修を半年間ぐらいかけて2年間やりました。これは文部科学省からの補助金でやったのですが、単年度の事業でしたが、例外的に2年間出してくれたのですが、もう来年からは補助金が出ない。

県大として、社会貢献、地域貢献の事業としてやるべきだということで大学当局に予算要求しており、これはぜひ続けていきたい。関係する日本福祉大学等のソーシャルワークについて専門性を持っている大学で教員に対する研修をしていくと。

ただ、これは行政レベルでは縦割りの壁があって、教育委員会と福祉部門が

なかなかうまく連携して取り組めない領域ではないかと。県大はたまたま教育福祉学部ですので、教育と福祉が両方ありますのでできたことだと思います。その辺をぜひ健康福祉部長の方から県大に対して、貧困世帯であるとか、施設出身の学生に対しては、愛知県立ですのでそういう学生は授業料を無償にするとかどうかということをお個人的には言っているのですが、行政側から後押ししてくれて、教育行政と福祉行政がタッグを組んで連携して取り組んでいかないと困難な状況になかなか取り組めない。

健康福祉ビジョンも次世代のことを考えれば、教育行政とも連携して取り組んでいくという視点が非常に重要なことかなと思いますので、ぜひ部長レベルで取り組んでいただけたらと思います。

（伊藤健康福祉部長）

川瀬委員からいただいた意見につきましては、前回の議題かと思いますが、発達障害児に関する実情把握であるとか、それに対する対応で、学校教育の把握する部分と、健康福祉・医療の面から把握する部分と相当な違いがございます。まさにグレーゾーンになっております。

これについては今委員からもありましたように、保護者の考え方など県民の中にもいろいろな考え方がございますので、なかなかストレートに書くには難しいかなとは思っております。一応教育委員会にも投げかけをいたしまして、一度どのように記載させていただくか検討させていただきたいと思っております。

それから、学校をプラットフォームへというのは、元々貧困対策で国の基本指針となっておりますが、全ての学校をと簡潔に書いてありますが、福祉サイドから直接学校にとか、あるいはどこの家庭でどういう子どもさんがということはなかなか把握しにくい。特に貧困の子どもについては、先ほどもありましたが、それが世代間といいますか、引き継がれることは防がなければならない。そのためには教育が重要であるということで、教育支援という意味で学校が身近なところで関わりを持っていく。

まず気がつきやすい小中学校で把握し、それを福祉サイドへつないでいただく。そういう意味でプラットフォームと呼んでおり、教育委員会と私どもで意識は統一されております。

したがって、例えば学習塾をやったりとか、都市部ではそういう支援がありますが、それが地域ではできないところもございますので、やはり学校がベースとなつていただく必要があるだろうと。

その中で福祉にうまくつないでいただくためには、スクールソーシャルワーカーが非常に重要であろうと。ただスクールソーシャルワーカーの確保がままならない状況でさらに困難な状況ではありますが、この辺は予算に向けて、健

健康福祉部から教育委員会に対してぜひ確保して欲しいと申し上げているわけではございますが、如何せん優先順位の中でなかなか進まない。

こういった計画もそうですし、児童虐待もそうですが、庁内の連携会議、調整会議を持っており、全部局で連絡を取りながらやっておりますので、今望月委員が話されたことにつきましても、健康福祉部から教育委員会に、あるいは教育委員会の方でこういうことを福祉サイドにということであれば、きちっと庁内で連携がとれる体制ができておりますので、その中できちっと申し上げたいと思います。

おっしゃっていただいた部分については非常に難しい内容もございますが、どこまで書けるのか、大沢先生からもございましたが、このビジョンを作る時に5年間で全部できるとは思っておりません。例えば、この中にこういう課題があると、これは今後きちっと検討していくべきだという書き込み方もビジョンの中にはありかなと思っておりますので、それも含めて検討させていただきたいと思います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今出されてきた一連の問題は、ビジョンの作成にあたってかなり大きな問題について焦点化が進んでいくというか、そういう形での助言だと思いますので、そういう点で言えば、一つはビジョンの中での表現の工夫がどの程度できるかということです。

それから、先ほどちょっと触れましたが、他のところでやっていただけるとおもしろいかなと思われるような事例を、県の方に情報提供していただいて、場合によっては事例研究ということで一部を載せさせていただくということも含めて、ビジョンそのものが政策の型に入るということはできないかと思いますが、そういう手もあるのではないかというふうに思っております。若干の工夫をさせていただきたいと思います。

先ほどの福祉と学校教育の問題がございましたが、高齢者が定年退職してから地域社会の中で生きるというのはなかなか難しい。特にお母さんたちからは、会社を退職した人たちとは話づらい。会社言葉で話されるとなんともならないという話がある。

実はビジョンを作る時に中経連の委員の方から、人材こそ非常に重要だということがありました。スクールソーシャルワーカーなどをどうやって作っていくかなど、あるいは現在現場で働いている人たちにある研修をやることによって学校とうまく連携できるような枠組みで研修を大学と連携してできるということもあればお金の問題もそんなに大きく動くものでもないので、そういう人材養成の問題なんかもあるのではないかと思っておりますが、働く側から見て土肥委員はどうでしょうか。

(土肥委員)

大沢委員長がおっしゃられたとおり、今人材育成こそ重要だと思っております。企業でも地域でも人づくりが大事なんだろうなと、作るということがどのような過程で作っていくかということになるかと思いますが、小学校教育からやって本当に良いのだろうかということやはりもあるでしょうし、一人一人の気づきが如何に大事かどうかということになっていくのかなと思っております。

例えば、「子どもの頃から地域の人々とかかわり、高齢者や障害のある人への理解と関心を深め、共生社会の心を育むことが重要」ということは分かりますが、具体策はどのようなかなと。それから「地域の支え合いの担い手となる地域の人々の育成も重要」とあるのですが、ではどういうレベルの方が必要なのかということなんです。例えば、私ももう少しで定年になりますが、そういう人たちが子どもさんの話をしっかり聞いてあげられることがしっかりできるのであればこういう意味になるのかならないのか、介護をやっているおじいさん、おばあさんの話を聞く人が、聞いてやることがボランティアとなっていくのか、そういうことが必要なのかということで、少しこの辺に踏み込んだことを書いてくれるともう少し分かりやすいビジョンになるのかなと思っております。

あとお願いしたいのが、奨学金問題です。国も検討しつつあると思いますが、県として何かできないかということは今後考えていただけたらと思っております。

それから、若者が仕事に就くということは、これから生産年齢人口が減っていく中で、中小企業とのマッチングをどうにかしなければならないということが書いてあるのですが、例えば人口が減っていく中で働く側が選ぶという企業がどういう企業なのかなというのと、安心してよりどころのある企業なのかなと、あと自分の技術をしっかり活かせる企業なのかなと思っております。

ここに記載してある施策はそのとおりだと思いますが、若者の就労支援というところですが、今までとあまり変わらないなという感じがします。先ほど部長さんも話されたように課題として受け止めていただく中で、県としてもっと踏み込めば、このビジョンを作る中で検討課題としていただければ、非常にありがたいかなと思っております。

それと、私たちは経営者協会と介護と職場の両立支援をするための環境整備ということをして26年度から共同研究をやっておりまして、実は経営者協会の方は企業の人事担当者、連合は労働組合側の役員にアンケートを送ったのですが、中を見てもみると介護制度の話も聞いてもどういう制度か知らない、地域包括支援センターなどいろいろあるのですが、詳しく分からないということで、これはしっかり周知していかなければならないと思ったのが一点と、実は育児で休職される方はまだ取りやすいのですが、介護で休まれる方の実態を把握する

術がない。

育児の場合は1年半から2年で休職すれば良いのですが、介護の場合は何年になるか分からないので、結局そこで言いづらくなって辞めてしまうという現実がある時に、私どもも考えなければならないのですが、もう少し行政として、介護で休みますと言いやすい環境作りができるようなものがないだろうかと思っています。そういう環境が整ってくれば、企業の中でも優秀な人材を確保するという意味でも大切になってくるのかなと思っています。

今後その解決についてももう少しお話をさせていただいて、27年度に使うソーシャルを検討させていただきながら、また経営者協会と歩調を合わせて行政にお願いさせていただくこともあるかもしれませんが、ぜひご考慮いただきたいと思えます。以上です。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今出されている問題は、実態から言えば深刻な問題でして、それと同時に高齢者も希望を持って生きていけるということも含まれているようなことで、施策上も考慮しなければならない部分もかなり含まれているのではないかと思います。

そういう意味では、このビジョンの中では触れられていると思いますが、今のようなことを労使でやられる場合に、例えば大学の専門家もおられるわけですから、そういう方も若干含めて、意見を求めるところもあって、膨らませていって、企業と働く人たちの中に共有できる部分があれば、必ずしも県の財源でなくとも、多くの人々が救われていくということもあると思えます。

ここのあたりが、互助、共助、公助の関わりの問題で、今国も地方自治体も金がない、だいたい金がないと言えば済むのですが、ただ知恵を出してみても、民間の方たちやいろんな人たちの力を借りながらやっていくことで、一番大事なのは対象者に対してどのような力添え、助け合いができるのか、お互いに幸せに生きていけるのか、そういうものを作り出すのが基本ですから、なんとか一工夫しながらやると。

県としては、一工夫できるような場づくりなど、これはそんなにお金のかかることではないので、そのようなことも含めて、プラン全体を考えていきたいと思っております。そのような形で文章としては直接的に表現できるかどうかは分かりませんが、その趣旨を十二分に活かしていきたいと思っております。

それでは、報告が4つありますのでぜひ聞いていただきたい。さらに重要な報告もごございますので、それも聞いていただいて、最後に一言だけ出していただきたいと思えます。

それでは、今のようなことを条件にして基本的にはお認めいただいて、その上で先ほどのことについては検討させていただきます。ビジョンの委員会がま

た開催されますので、その段階で極力活かしていきたいと思っております。そのようなことも含めてご承認いただきたいと思っております。

それでは、報告に移らせていただきます。まず、「地域医療介護総合確保基金について」の報告をお願いします。

(医療福祉計画課 植羅主幹)

医療福祉計画課の植羅と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは報告事項1につきまして、資料4をご用意いただきたいと思っております。地域医療介護総合確保基金についてということでございまして、昨年7月の当審議会におきまして、この基金の介護分につきましてはご説明させていただいております。本日改めまして、基金全体の概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。

1 目的でございます。これは御案内のとおり、団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年に向けまして、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進してまいりたいための基金ということでございます。

2 制度の概要でございます。医療分につきましては平成26年度からすでに設置をされておきまして、基金の負担割合でございますが、国2/3、県1/3ということでございます。そして、毎年度都道府県が計画を作成いたしまして、国に認めていただいた計画によって基金を国からいただけるというような形になってございます。なお書きにありますように、平成26年度は医療分のみ、今年度からは医療分に併せまして介護分についても対象となっているところでございます。

3 でございますが、これまでの基金配分額の推移と28年度の予算案ということでございます。医療分につきましては、①、②、③の事業が対象となっております。そして26年度におきましては、国の予算が904億円、本県への配分額が32.0億円、今年度につきましては、国の予算額が904億円、県への配分額が32.3億円というような状況となっております。

イ介護分でございます。介護分につきましては、①介護施設等の整備に関する事業、②介護従事者の確保に関する事業が対象となっております。今年度は制度の創設ということでございまして、国の予算額が724億円、本県への配分額が27.9億円ということでございます。その隣が国の補正予算案となっておりますが、こちらは今週水曜日でございますが、国の補正予算が成立しております。現在計にございまして1,561億円が補正予算という形になってございます。来年度の国の予算案につきましては、医療も介護も本年度と同額で医療が904億円、介護が724億円となっております。

4 平成28年度事業費の状況でございます。28年度につきましては、これから計画を立てて参るところでございますが、ア医療分の表の右から二つ目の基

金取崩額となっております。先ほども申しあげましたとおり、医療分につきましては、26年度から対象となっております、26年度計画と27年度計画の中に28年度に使う事業費についても計画の中に一部位置づけられているというところもございます。

その金額をお示ししておりますのが、26年度計画分といたしましては、545,886千円、27年度計画分は449,123千円という金額が含まれているということでございます。なお、来年度新たに国から基金をいただくために策定する計画でございますが、そちらにつきましては現在調整中ということでございます。

イ介護分でございますが、分野は①、②で掲げているとおりでございます。表の右から二つ目の基金取崩額でございますが、先ほど医療分でも申しあげましたが、介護分については27年度計画の中に28年度の実業費が一部含まれているということでございまして、28年度に使う予定の金額は1,433,754千円ということでございます。これは分野①に決定しております。また、28年度計画分につきましては医療分と同様に現在調整中ということでもあります。

表の下にまいりまして、平成28年度計画の考え方につきましては、国の予算状況を踏まえまして、次に掲げる事業を位置づけてまいりたいということでもあります。

先ほど27年度の国の補正予算額を申しあげましたが、その金額につきましては、増額分を今後適切に確保してまいりまして、平成28年度以降に実施をいたします事業として計画に位置づけることを検討してまいりたいと考えております。

次に5平成28年度計画策定スケジュール見込みということでございます。現時点につきましては、28年度の予算も国も案ということでございまして、現時点で国もスケジュールを明らかにしていないということもございしますが、平成27年度計画から想定をいたしますと、今年の7月頃に国から内示を受けられるのではないかと考えております。今後必要な事業費を確保できるように28年度計画案の作成を進めてまいりたいと考えております。

なお、参考といたしまして基金の状況となっております。これまでの基金の積立額と年度ごとに取崩し額の状況をお示ししております。このうち、右のイ介護分の一番左の平成27年度計画の②介護従事者の確保に関する事業といたしまして、基金の積立額として454,964千円の金額をお示ししております。

この基金の対象としております具体的な事業の内容につきましては、次のページとその次ページにわたりまして、一覧表としてお示ししております。基盤整備、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善といった分野ごとに具体的な事業の内容についてお示ししておりますので、それについては参考にしていただけたらと考えております。

報告事項 1 についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。質問もあるかと思いますが、報告を一括してやっていただきたいと思います。

それでは、報告事項 2「障害者差別解消法の施行への対応について」の報告をお願いいたします。

(障害福祉課 加藤主幹)

障害福祉課の加藤です。私から、報告事項 2「障害者差別解消法の施行への対応について」の説明をさせていただきます。

まず、資料 5 をご覧ください。1 ページ目は障害者差別解消法及び基本方針の概要についての内閣府の最近の資料をベースに作成した資料でございます。内容につきましては、前回の審議会におきましてご報告させていただきましたので、詳細については割愛させていただきますが、1 ページ左下でございます「差別を解消するための支援措置」でございますように、県には相談・紛争解決のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置、啓発活動の実施が求められているところでございます。

それでは、2 ページをご覧くださいと思います。本県では、左上の囲みでございますように、今年 4 月施行の法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高めていくとともに、県民一体となって、差別の解消の推進を図ることを目的として、昨年 12 月の県議会において愛知県障害者差別解消推進条例を制定したところでございます。

条例案の制定につきましては、障害当事者の皆様にも参画していただいております障害者施策審議会等においてご意見をいただきながら進めたものでございます。それでは、本紙により概要をご説明申し上げます。

まず県といたしまして、1「基本理念」として 4 項目を定め、この基本理念にのっとり、2 にございますように、県、県民、事業者の責務を明らかにしております。

また、下の表にございますように、不当な差別的な取扱い、これは障害があるということだけで正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為となりますが、行政機関、民間事業者共に禁止されます。一方、合理的配慮の不提供につきましては、行政機関は禁止、民間事業者は努力義務となっております。

次に 4「県の主な取組」の規定でございます。まず、相談及び紛争の防止等のための体制の整備をする旨を規定しまして、下の相談窓口に記載しておりますが、差別は幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口全

てで対応することとしています。

また、法に基づき各市町村においても体制を支援することとされておりますので、県といたしましては、市町村の対応を専門的・技術的に支援するため、県内 7 箇所の福祉相談センター及び県の精神保健福祉センター等を広域相談窓口位置づけております。

上にお戻りいただきまして、障害者差別解消支援地域協議会の設置でございます。法では任意設置とされている協議会を組織する旨、条例に規定いたしました。

3 つめの啓発活動についても条例に明記し、積極的に取り組んでまいります。4 つめの実際に不当な差別的取扱いがなされた場合の助言、あっせん、指導等は、知事が必要に応じて第三者委員からなる調整委員会の意見を聴いて行うこととし、県がより責任を持って対応できるように規定しております。

最後に、職員対応要領の制定でございます。法では努力義務とされておりますが、法には規定されておりません地方公営企業も含めて条例で義務付けをいたしました。

次に 5 「施行日」です。4 月の法施行を待たず、できるものから速やかに実施するために、原則公布日施行としまして、昨年 12 月 22 日に交付いたしました。さらに、職員対応要領の規定についても、本年 1 月 1 日に施行済みでございます。なお、事業者に関する規程につきましては、法施行日に併せて本年 4 月 1 日施行としております。

それでは、本日追加させていただいた資料「知事の事務部局における職員対応要領の概要」でございます。職員対応要領につきましても、障害者施策審議会におきましてご意見をいただき、策定をしたところでございますが、その概要をご説明申し上げます。

3 「不当な差別的取扱いの禁止」、4 「合理的配慮の提供」においては、それぞれ具体例を盛り込みながら、職員の責務を規定し、ページ右側の 5 として「監督者の責務」を規定しております。

また、6 として懲戒処分等に付される可能性があることを規定しております。

7 「相談体制の整備」では、県職員による差別による相談に対応するため、障害福祉課、各部局の主管課、各地方機関及び人事課に窓口を設置しております。この職員対応要領に基づき、全職員が適切に対応するよう万全を期してまいりたいと思っております。

次のページでございます。民間事業者につきましては、法及び条例におきまして主務大臣が定める対応指針に則した適切な対応に努めることが求められております。

資料の 2 枚目から 3 枚目の左側までにつきましては、各主務大臣が定めた対応指針等に挙げられている不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の中か

ら主なものを掲げた内閣府作成の資料でございます。

このほか 3 枚目の左側の左下に記載しておりますが、内閣府のホームページに具体例が収集・整理されておりました、また 3 枚目右側の事業分野ごとに策定をされました対応指針につきましても、内閣府のホームページに掲載されておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございますが、県といたしましては、今回の条例制定を契機として、障害の有無に関わらず、共に暮らせる社会の実現を目指し、さらにしっかりと取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましてもご支援・ご協力いただけますようお願い申し上げます。以上でございます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。それでは、報告事項 3「愛知県心身障害者コロニー再編計画の進捗状況について」の報告をお願いいたします。

(障害福祉課障害者施設整備室 内田室長)

障害福祉課障害者施設整備室の内田でございます。資料 6「愛知県心身障害者コロニー再編計画の進捗状況について」をご説明させていただきます。

お手元にパンフレットを配布させていただいておりますけれども、愛知県心身障害者コロニーは心身に障害がある方に入所により療育、医療、教育、職業訓練、発達障害の研究などによりまして、障害の程度とライフステージに応じた支援の提供をいたします本県の総合的な福祉センターとして昭和 43 年 6 月に春日井市に設置をいたしました。

施設の老朽化が進みますと共に、障害者福祉のあり方が施設福祉から地域福祉へ大きく転換いたしましたことから、県では平成 17 年 5 月、本審議会から「心身障害者コロニーの今後のあり方」を答申いただきまして、平成 19 年 3 月、平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間といたします「心身障害者コロニー再編計画」を策定したところでございます。

その後、計画の基本的考え方といたしまして、入所者の計画的な地域生活移行の推進と、地域で生活する障害のある方を支援する拠点センターへの転換に向けた計画を進めてまいりました。

計画の中間年であります平成 23 年 7 月には、本審議会の場におきまして、地域生活移行の進捗状況と、今後の民間活力を活用した方向性として、コロニーを「愛知県地域医療再生計画」におきまして、県内の障害者医療の拠点として位置付け、仮称ではございますが医療療育総合センターとして再編整備に着手する予定であることをご報告いたしました。

その後、平成 26 年 4 月に創設した「障害者福祉減税基金」を活用した民間による重心児者施設の整備の促進や、県有地を活用した障害者支援施設など、移行

施設の整備に取り組むと共に、平成 26 年 5 月には、センターの第一工事となります。重心病棟の建築工事に着手したところでございます。

2「地域生活移行の進捗状況」でございます。平成 18 年 4 月の計画策定以降、これまでに入所者の 6 割が地域へ移行しています。今後は、三河青い鳥医療療育センターや民間活力による新たな重症心身障害者施設への移行を進めまして、平成 29 年度までには再編計画に沿った地域移行が誕生する見込みとなっております。

3「再編整備の状況」についてご説明させていただきます。

図の左の現状のところでございますが、現在の中央病院、こぼと学園、発達障害者研究所を右の図になりますけれども、再編後の本県の障害者医療の拠点となります医療療育総合センターの医療支援部門として再編整備してまいります。

また、緑の家やあいち発達障害者支援センター、はるひ台学園の児童の入所者を地域療育部門として再編整備してまいります。こぼと学園とはるひ台学園、養楽荘の入所者の多くの方々は、図の右下段の今後地域で整備される施設へ移行していただくこととなります。なお、春日台授産所は平成 21 年 4 月に廃止しておりまして、養楽荘につきましても、平成 28 年 7 月に廃止する予定でございます。

再編後の医療療育総合センターを中心としまして、地域における施設等とも連携いたしまして、重症心身障害者の療育のネットワークを構築いたしまして、障害のある方が身近な地域で安心して生活できる体制の整備を図っていく予定でございます。

次に再編整備スケジュールでございます。現在、重心病棟等の建設工事を進めておりまして、2 月に竣工いたしまして、こぼと学園の入所者と新たな重症心身障害児者の移行を進めた上で、平成 28 年度には新たな病棟としてオープンする予定でございます。

さらに、現在のこぼと学園を取り壊した後、平成 28 年度中には病院棟の建設工事に着手いたしまして、平成 30 年度にセンターの全面オープンを目指してまいります。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。それでは最後の報告事項 4「専門分科会・審査部会の審議状況について」をお願いいたします。

(医療福祉計画課 植羅主幹)

それでは、資料 7 によりまして説明させていただきたいと存じます。当審議

会の下に設置されております専門分科会、審査部会の審議状況についてご報告させていただきます。本日は今年度の審議状況についてご報告させていただきます。

1「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございます。

設置目的につきましては、②にてお示しをさせていただいております。審議状況ですが、その下に表としてまとめさせていただきました。左に開催年月日、次に身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定とございます。なお、身体障害者福祉法に基づく医師でございますが、身体障害者手帳の交付申請時に添付をしていただく診断書を発行していただく医師の指定でございます。この表のとおり、審査件数、審査結果についてはまとめさせていただきました。

一番下の網掛けのところでございますが、平成27年度に計4回開催させていただいたところでございます。件数についてはこの表をご覧くださいと存じます。専門分科会につきましては、諮問事項等がなかったため開催されておりません。

2「民生委員審査専門分科会」でございます。

②設置目的でございますが、民生委員法に基づきまして、民生委員の委解嘱の適否について調査審議していただく分科会でございます。開催状況でございますが、昨年7月28日に1回開催されておりまして、内容につきましては、こちらに記載しているとおりでございます。

3「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。②に設置目的及び内容の記載がございます。また、4つの審査部会が設置されておりまして、それぞれの審査部会につきましては、里親審査部会は里親の認定審査をするといった形で記載をさせていただきました。

ア「児童福祉専門分科会」でございますが、今年度は開催されていない状況でございます。次にイ、ウ、エ、オということで4つの部会のうち、イ「里親審査部会」につきましては、1回開催しております。ウ「児童措置審査部会」につきましては、計5回開催させていただいております。こちらの主な審議事項でございますが、被虐待児童等の処遇に係る審議となっております。児童相談センターと保護者の意見が合わない場合等にご検討いただいているということでございます。エ「幼保連携型認定こども園審査部会」、オ「保育所審査部会」につきましては、開催されていない状況でございます。

報告事項については以上でございます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。一括して4つ報告をしていただきましたが、最後に一言言わなければならないということも含めまして、今の報告についてどこか気がかりのところがあればぜひ出していただきたいと思います。

原田委員どうぞ。

(原田委員)

一つだけ確認とお願いなのですが、障害者差別解消法が始まって合理的配慮についての説明がございましたが、情報保障のところ、手話通訳者や要約筆記の方たちがいろんな事業やいろんな催しで全部きちっとやっていくとなった時に、大変なことになるのではないだろうか、あるいは当事者の方からしますと、日常生活に必要な時にそういった方たちがちゃんと確保できるのか、そのような不安が一方広がっている中で、県の方でも調整ですとか、対策のご検討があれば教えていただけたらと思います。

(障害福祉課 加藤主幹)

障害福祉課の加藤です。ご意見ありがとうございます。手話通訳者等の専門職の確保について、ご心配される意見については、障害者施策審議会の方で条例でありますとか、職員対応要領につきましてご意見をいただく中で、やはりそういったご意見もいただいているところでございます。

そういった情報伝達における手話通訳者等の確保は、非常に重要だと考えておりまして、今日の議題にありました次期あいち健康福祉ビジョン素案の中でも、そういった取組について盛り込んでいるところでございます。

委員からご指摘がありましたが、県で具体的に調整を行うところまでは考えておらず、これまでも手話通訳者等の養成に県として取り組んでいるところでございます。

また、法の施行は4月からになりますが、条例の方はそれに先だって法の趣旨を県民の皆様に周知するために、昨年12月22日から原則公布日施行しておりますので、まずは法の内容の周知、条例の周知を図ることで、障害のある方への差別の解消に向けて、啓発から取り組んでいます。施行後もすぐに全ての所で手話通訳者等の確保ができるものではなく、筆談等の方法で対応するなど、市町村とも連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

その他ございますか。どうぞ。

(小久保委員)

マイナンバー制度と関連して、DVで逃げてきた方や、精神障害を持っている人がいた時にマイナンバーを提示しなければ、自立支援のことの相談ができないであるとか、生保のところ、非常に不都合があるとか、そういうようなこ

とは、ここでは柔軟な運用が考えられているとは思いますが、その辺りのご意見を聞きたかったのですが。また後でそれぞれのところで伺っても良いかなと思っております。

非常にシビアだし、難しい問題だなと思っております。当事者側からすると精神なんかの人は非常に微妙な人もいて、不安で書けなかったり、出せなかったりということもありますし、それからDVで逃げた方はすぐに対応が出来ないこともありますから、その辺りの柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

(大沢委員長)

今の問題は指摘されたように、所在が分かったらアウトというような人に対する対応をどうするかという問題も含めて出てきますので、とにかく番号の守秘義務みたいなものを非常に難しいですけど、コンピュータの回線によりますと、防犯カメラの問題のように世界に広がってしまうということと似たような問題になってしまう。

そういう点で、厳密なマイナンバー運営は県としてはしっかりやろうとしているのだと思っております。ただ、しっかりするというのと、絶対に漏れないということは必ず一致しないので、その辺りは日常的な運営の中で工夫が必要だと思っております。柔軟な対応をしてほしいということですね。

その他ございますか。川久保委員どうぞ。

(川久保委員)

公募委員の川久保です。私は県民の立場から見る役割だと思っておりますけれども、望月委員のご指摘を聞いて非常に納得して安心しました。やはり、一般の子育てしているお母さんからすると、大学の費用や高校からの塾の費用、一人親に関わらず旦那さんとお母さんの組合せでも、三つのパートを掛け持ちしてやっているお母さんもおります。某塾は一科目だけで20万近くお金がかかってしまうということで、非正規社員として働いている方は多いですが、教育費や進学ということになると小久保先生からも指摘があったように、学生がブラックのところでも働きながら生活費を自分で稼がないといけないからということで、進学を諦めてしまうということもあると思うので、福祉に関するビジョンである以上は、弱者の視点に立ってほしいというのは県民全員の願いだと思います。

土肥先生からご指摘がございましたように、全体を見てまだまだ弱い立場の方の視点を感じられるかということとそんなに感じられないというのが私の印象です。例えば希望すれば結婚できます、あなたが希望すれば結婚できるけれども、というような表現が目立っていた印象を受けたのですが、希望するならやってあげるよという以上は、最初に情報が行くように、情報に差ができないよ

うに、均一に平等に情報がいてサポートができるということを伝えていく必要があると思いますし、概要の 3 ページで例えば子どもに対しても、乳幼児期から社会に出るまでとか、成長の段階に応じた多様な体験活動等によりとか、これは確かにそうだなとは思いますが、本当に書いて欲しいことというのは、経済的な格差や環境的な格差、いろいろな体系的な、文化的な差が子どもにあったとしても、その差に引きずられないで皆にチャンスがあって、未来が持てるというようなところまで感じさせていただけると、これからの未来も大丈夫かと思えるので、財政の問題などいろいろな難しい問題があることは十分分かりますが、ぜひ先生方からプッシュしていただいて、もしかしたら地域ごとの特色を活かして元気な高齢者の方をメインにおいて寺子屋みたいなことを作って、塾に通えないような子どもにも教えていくということもできると思うので、ぜひその辺りまでできればという願いがあるので、その点が一つと、LGBTの性的マイノリティの視点があまり感じられなかったので、世界的な動きを見てもこれは議論されているかもしれないですけども、学校でも制服を着るのが嫌だから引きこもりになってしまうという事例もあるようなので、性とかいろいろなことに捕らわれないというところに括弧して性的マイノリティという形で、どこかLGBTに関わらず弱者のことも考えているよという文言があると、これからパートナー等のいろいろな考えが広がっていく上で、愛知県では先進的な福祉のことも考えているということを出せるポイントになるのではないかなと思いました。これは感想ですが、意見を述べさせていただきました。以上です。

(大沢委員長)

ありがとうございました。先ほどから出ている問題とつながっているわけで、男女、年齢、世代を問わず県民として幸せに生きていくベースを活かしたい。

ビジョンの議論もそのあたりをベースに出ていると思います。問題は、それを言葉として表現する時にその表現は最も適切かというところで、工夫に工夫を重ねて、次回は2月17日に委員会が行われますけれども、そういうところも含めて、ビジョンの作成にあたって検討もしてみたいと思います。

柴田委員どうぞ。

(柴田委員)

すべての人が活躍する「人が輝くあいち」という非常に良い言葉で、そうなってくれば良いなと思いますけれども、貧困にしても、里親を離れていく子どもにしても、実際には高校に行っている、5月が誕生日であればこれで自立ですという通知をいただいて、その先高校にいる間は延期手続きができますとなっていて、就職する子はそこで自立することになるし、進学する子は少し延び

るようですけれども、二十歳まで延期できるのですが、それからすぐに自立と言われても、子どもたちは家を借りたり、実際車の免許を取るお金もない。

就職するなら免許を取っていると、一つのキャリアになるかと思いますが、それもお金が思うようにならなかつたりして、また免許を取ったとしても、一般のお子さんだと就職して車を購入することもできますが、里子たちはそういうこともできないし、就職にあたって、大学を出られても、学力的なものではパスしても、面接であなたの保証人は誰ですかと聞かれて、残念な結果になってしまう方もおり、まだまだ社会の見る目がそういうところにあるのかなと思うので、子どもたちが高校であれ、大学であれ、中学校であれ、いる間に夢を持てるというか、扉が開く前に閉ざされているということではなくて、この先こういう方向があるから頑張ろうよと声をかけてあげられるような愛知であっていただければと思います。

(大沢委員長)

今柴田委員から出された問題については、ビジョンの中で議論された中身の一つだと思いますので、そのようなことも含めて、言葉の問題で制約があるかもしれませんが、県民の方に分かりやすい、そしてどこかに希望が見えるようなビジョンにしていければ良いなと思っております。そのような努力をさせていただきます。その他ございますか。よろしいでしょうか。

本日はいろいろなご意見を出していただきました。社会福祉審議会委員長としては、うれしく思っておりますし、光栄に思っております。ご協力ありがとうございました。事務局から何かございますか。

(医療福祉計画課 植羅主幹)

本日の会議の議事録につきましては、後日発言された方に内容をご確認いただきまして、2人にご署名いただきたいと思っております。ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。議論はかなり出していただきましたので、共通する部分も結構ございました。そういう点で言えば少し集中して、次回のビジョン作成に向けていきたいと思っております。

本日は大変お忙しいところご参加いただき、熱心なご審議をいただき、感謝して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)

議事録署名人

議事録署名人
